

○内閣府令第二十三号

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部の施行に伴い、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十九年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣

府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第二十六号中「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）第三十二条第二項」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第二項」に改める。

附 則

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。